

欧米競争法カルテル・反贈賄法 コンプライアンス徹底のための重要知識について

2014年6月11日(水)

ベルギー日本人会商工委員会

2014年度第1回ビジネスセミナー

ウィルマーヘイル法律事務所ブリュッセルオフィス

弁護士 杉本 武重

Bastion Tower, Place du Champ de Mars 5

BE-1050, Brussels, Belgium

+ 32 2 285 49 69

takeshige.sugimoto@wilmerhale.com

WILMERHALE® 

WILMER CUTLER PICKERING HALE AND DORR LLP®



目次

I.	コンプライアンスとは？	3
II.	反贈賄コンプライアンス	9
	▪ ヨーロッパと反贈賄コンプライアンスリスク	10
	▪ リスクに基づくコンプライアンスへのアプローチ：ホスピタリティ行事	22
III.	カルテルコンプライアンス	28
	▪ 米国及びEUにおけるカルテル執行：日本への影響	29
	▪ EU反トラスト法コンプライアンス：特に重要な論点のみに絞って	34
	▪ コンプライアンスリスク緩和の一方策	40



I. コンプライアンスとは？



コンプライアンスとは何か？

- コンプライアンスとは企業のリスクにまつわるもの
 - 法律的な要件を順守することに止まらない
 - 法的リスク及びレピュテーションリスクを限定することでリスクの顕在化を避ける—企業の倫理プログラムを包含するもの



確実なコンプライアンスのためのステップ － EU競争法コンプライアンスを例として (1)

- 「コンプライアンスの企業体質」を確立する
 - － リーダーシップ ー コンプライアンスはトップマネジメントから
 - － 法務／コンプライアンス部門に権限を与え前面に立ってもらう。
 - － 短期的な事業目的の達成を助長するようなボーナスポリシーに注意
- コンプライアンスに関する方針 ー 反トラスト法コンプライアンスに関する企業方針を定める。



確実なコンプライアンスのためのステップ

– EU競争法コンプライアンスを例として (2)

- 教育と研修
 - EU反トラスト法コンプライアンスに関する企業方針を全社員に教示
 - 営業・マーケティング部員には年次コンプライアンス研修を実施
 - コンプライアンスに関する年次検定を義務化
- リソース投入 コンプライアンスに関しては軽視せず十分な予算を充てる
- 監査コンプライアンス
 - 違法行為の告発を奨励する
 - 違法行為に対しては処罰を
 - 苦しい営業状況の中、会社のある事業部が予想外の成績を収めている場合、「それはなぜか」と問う



コンプライアンス・リスク

- コンプライアンス・リスクは増大している。
 - 経済活動の中心に関わる腐敗および詐欺事案の数の増加がこれを示している。
 - 欧米競争法のカルテル関与者に科される罰金額の増加・禁固刑の長期化

WH コンプライアンス・リスクの例 – 高額の罰金

- **[海外腐敗行為防止法/FCPA]** Siemens: 13億4000万米ドル (2008); MAN: 1億5000万ユーロ (2009; Europe-only case); Daimler: 9360万ユーロ (2010); 日揮: 2億1900万米ドル (2011); Pfizer: 6000万米ドル (2012); 丸紅: 8800万米ドル (2014)
- **[詐欺/FRAUD]** 最新の進展: “too big to fail” はもはや議論にならない: クレディ・スイス: 有罪答弁及び25億米ドルの罰金; BNPパリバ: 有罪答弁及び35億ドルの罰金
- **[米国反トラスト法・カルテル]** 矢崎総業: 4億7000万米ドル (2012)、ブリヂストン: 4億2500万米ドル(2014)



II. 反贈賄コンプライアンス



ヨーロッパと反贈賄コンプライアンスリスク



腐敗防止法執行 - 最近の傾向

- 米国: 非常に積極的でありかつ非常に活発、域外適用の範囲も広範
- 英国: 最も厳しい反贈賄法であるかもしれないが、未だ試されていない
- ドイツ: 益々活発な執行がなされる。SiemensとMANの事例を参照
- 各国の執行機関間の緊密な協力



米国 - 反贈賄コンプライアンスリスク FCPA事例 2013年末時点のトップ10

米国:非常に積極的でありかつ非常に活発、域外適用の範囲も広範

No	企業名	Total Resolution	DOJ Component	SEC Component	年
1	Siemens AG*	8億米ドル	4億5000万米ドル	3億5000万米ドル	2008
2	KBR/Halliburton	5億7900万米ドル	4億200万米ドル	1億7700万米ドル	2009
3	BAE Systems	4億米ドル	4億米ドル	--	2010
4	Total, S.A.	3億9820万米ドル	2億4520万米ドル	1億5300万米ドル	2013
5	Snamprogetti/ENI	3億6500万米ドル	2億4000万米ドル	9800万米ドル	2010
6	Technip S.A.	3億3800万米ドル	2億4000万米ドル	9800万米ドル	2010
7	JGC Corp.	2億1880万米ドル	2億1880万米ドル	--	2011
8	Daimler AG	1億8500万米ドル	9360万米ドル	9140万米ドル	2010
9	Weatherford	1億5279万米ドル	8717万米ドル	6561万米ドル	2013
10	Alcatel-Lucent	1億3737万米ドル	920万米ドル	4537万米ドル	2010

* シーメンスの米国FCPA決定とは別に、シーメンスとミュンヘン検察庁との3億9500万ユーロ(5億6900万米ドル)の腐敗防止の和解がまとめられている。



米国 – 反贈賄コンプライアンスリスク

FCPA事例：丸紅株式会社（2014）（1）

- 丸紅は、2014年3月19日、FCPAの贈賄禁止条項について複数の違反行為を行ったこと及びインドネシアでの発電所建設契約を獲得するためにインドネシアの公務員に賄賂を支払うというFCPA違反行為の共謀に関与したことを認めた。
- このタラハン火力発電所プロジェクトは、同社がナイジェリアLNGプロジェクトに関してFCPA違反の嫌疑により2012年1月に米国司法省と起訴猶予契約を締結する以前の過去の事案であって、同社は、反贈収賄コンプライアンス体制強化に努めた結果、現在は強固かつ効果的な体制を備えていると考えている。
- 丸紅に対しては、同様の事例の多くに適用される罰金の金額を2500万米ドル上回る8800万ドルの罰金が科されたが、これは同社が調査への協力に応じなかったとの米司法省の考えを反映したもの
- FCPAの贈賄禁止条項への違反の罪を認めた場合、入札参加の停止や排除といった重大な付随的帰結を伴う可能性が高い。



米国 – 反贈賄コンプライアンスリスク

FCPA事例：丸紅株式会社（2014）（2）

- 丸紅に対する刑事訴追に関しては、合衆国法典第15章78dd-3項が管轄の根拠となる条項。
- 同条項は外国企業（米国内で取引される有価証券の発行体ではない企業）が「米国の領域内で」海外腐敗行為を助長する行為に関与した場合、米国は同企業を訴追することができる」と規定。
 - 丸紅は、コンサルタントAへの支払いの一部が、丸紅、AlstomおよびAlstomの子会社へのタラハンププロジェクトの契約の発注に影響力を及ぼし、これを支援することへの見返りとしてインドネシアの公務員に支払われるものであることを知りながら、従業員を通じて米国メリーランドのコンサルタントの銀行口座に支払った。
 - 丸紅は、米国コネチカット州ウィンザーで行われたタラハンププロジェクトに関する会議に従業員および代理人を派遣して出席。

英国 – 反贈賄コンプライアンスリスク

英国：最も厳しい反贈賄法であるかもしれないが、未だ試されてはいない。

- 2010年英国贈収賄法に関しては外国公務員への贈賄に適用されたケースはまだ出てきていない。
 - 2011年7月1日以降の犯罪行為にのみ適用される法律である
 - 米国のFCPAに関しても1977年の制定以来数十年経ってはじめて厳しい執行が行われるようになった。



ドイツ – 反贈賄コンプライアンスリスク

ドイツ: 益々活発な執行がなされる。シーメンス社事件及びMAN社事件は、巨額の罰金に加え米国式の捜査方法を欧州に導入し、今日では欧州のコンプライアンスの議論において引用されるモデルケースとなっている。

- シーメンス社事件(2008年):
 - シーメンス社は大規模な公共工事契約を確保するために贈賄と不正資金を利用したとして腐敗関連の罪でドイツ及び米国の各当局により訴追された。
 - シーメンス社は2008年に罰金及び贈賄により生じた利益の回収金としてドイツ当局に総額約6億ユーロを支払った。
 - さらに、米司法省と米連邦証券取引委員会に8億米ドルを支払った。

- MAN社事件(2010年):
 - ドイツのバス・トラック製造業者であるMAN社は、2010年に、受注確保のための外国公務員への贈賄を含む贈賄があったとされた。
 - ドイツ当局は、1.5億ユーロの罰金を科し、贈賄により生じた利益の回収金が罰金の大部分を占めていた。

ヨーロッパ – 反贈賄コンプライアンスリスク

- 一見すると執行レベルが異なる各加盟国の腐敗防止執行機関の寄せ集めに見える。
- しかし、国際的な企業活動は、国を跨いだ適用のため、EU加盟国当局を英国およびドイツのみならず米国といった他のより厳格な基準・より厳格な執行行為にさらすことになる。



初のEU腐敗防止報告書(1)

- EUは2014年2月に初のEU腐敗防止報告書を発表した。同様の報告書が今後2年毎に公表される。
- 加盟国の腐敗防止執行機関の執行の優先順位の手がかりが得られる。
- 腐敗防止法の執行は各加盟国の権限である。
- しかし、欧州委員会は定期的に加盟国の腐敗との闘いの活動を監視し評価するメカニズムを設けることを決定した。

初のEU腐敗防止報告書(2) – リスク分野

- 本報告書は特に腐敗に対して脆弱とされる特定の「リスク分野」を特定する。
 - 都市開発・建設業界
 - 医療業界
 - 税金管理
 - 金融業界
 - 公共調達
- 本報告書はヨーロッパにおいてEU市民および企業がどのように腐敗を捉えているかに関する二つの調査結果および国別報告書によって補完される。
- これらの調査結果および国別報告書には、各加盟国において、どういった種類の慣行が腐敗または賄賂とみなされかねないかの指摘が含まれている。



初のEU腐敗防止報告書 (3) 日本企業にとっての意味合い

- EU加盟国の腐敗防止執行機関は本報告書により腐敗防止法の執行強化を促される可能性がある
- ヨーロッパにおける企業は本報告書においてリスク分野として指摘された分野を要注意分野として扱うべき。もし、当該分野において活動している場合には、自社のビジネス慣行を再検討することが賢明かもしれない
- 調査結果はどの種類の慣行が問題になるかに関するサインとして使用可能
- 国別報告書も同様



初のEU腐敗防止報告書(4) 問題ありと考えられる慣行:ベルギー

- 企業の代表者はベルギーを最も腐敗が少ない国の一つとして挙げている。しかし、そのうち38%は腐敗がビジネスの障害となっていると考えている。
- 企業の代表者の46%は身内びいきや利益供与がベルギーでビジネスを行う上での障害であると考えている。
- 公共調達がリスク分野として挙げられている。特に、入札談合が問題のある慣行として言及されている。
- ベルギーにおいて操業する日本企業は自社の公共調達のポリシーや自社が採用する入札戦略を再検討した方がよいかもかもしれない。



リスクに基づくコンプライアンスへのアプ ローチ:ホスピタリティ行事



リスクに基づくコンプライアンスへのアプローチ：FIFAワールドカップを例に（1）

- FIFAワールドカップに顧客を招待することは優れたビジネス戦略かもしれないが、腐敗や贈賄の問題を生じうる。
- 明確なガイドラインは存在しない – どの程度のホスピタリティ行事（例えば、顧客を有名なスポーツ行事に招待すること）までが適法かは明確でない。
- 国際的にビジネスを行う企業は、自社がビジネスを行う全ての法域において使用可能な自社内部のホスピタリティ・ガイドラインを発展させる必要がある。



リスクに基づくコンプライアンスへのアプローチ：FIFAワールドカップを例に（2）

- 英国などの特定の国々では公的贈賄（受益者が公務員である場合）のみならず商業贈賄（受益者が賄賂提供者に適切でない便宜を計ることのできる関連する意思決定権限のある地位を有する私企業の従業員である場合）をも罰する。



リスクに基づくコンプライアンスへのアプローチ：FIFAワールドカップを例に（3）

- 全ての国々が、顧客や公務員をFIFAワールドカップのようなスポーツイベントに招待することが「賄賂」を構成すると見なすわけではない。
- 英国および米国は、ホスピタリティ（もてなし）が比例的・合理的であり、かつ適法なビジネス目的がある限りにおいて許容する。
- しかし、高価な贈り物やディナーなどの「ぜいたく」は贈賄と見なされる可能性がある。



リスクに基づくコンプライアンスへのアプローチ：FIFAワールドカップを例に（4）

- ホスピタリティ行事に関連する腐敗を防ぐ簡潔で機械的な方法はない。
- しかし、もし、日本企業がFIFAワールドカップに顧客や公務員を招待したい場合には、事前に予防の手順を踏むことが強く勧められる。



リスクに基づくコンプライアンスへのアプローチ：FIFAワールドカップを例に（5）

1. コンプライアンス部又は法務部から事前承認を取得
2. 現存のホスピタリティ・ポリシーを再検討
3. ブラジル腐敗防止法の内容を検討
4. 招待者に対しチケットを自国の腐敗防止法の下で受け取ることができることの確認を要請
5. 関連する従業員が腐敗リスクに気がつくように訓練
6. 顧客や公務員をFIFAワールドカップに招待するための適法なビジネス上の理由を文書化
7. 全ての贈り物、旅費、エンターテイメントその他の費用を完全かつ正確に文書化
8. 全ての招待客を入念に検査：招待客が誰であるか、招待客の国籍および地位を特定
9. 贅沢な贈り物及び贅沢なディナーを開催することはしない。ホスピタリティの提案を合理的に最小のものに止める
10. 全てのベンダーに直接支払う
11. 招待客に対し費用を払い戻すことを極力避ける



III. カルテルコンプライアンス



米国及びEUにおけるカルテル執行: 日本への影響



コンプライアンスリスク: 日本企業が含まれた 反トラスト法捜査: 複数のセクターへの影響

日本企業が関わる主な事例

- 自動車部品一過去最大の捜査と発表
- 輸送
 - 航空貨物輸送サービス
 - 太平洋横断旅客航空運輸
 - 貨物発送
 - 自動車運搬船
- マリンホース
- キャパシタ
- テクノロジー
 - TFT-LCD
 - ブラウン管 (CRTs)
 - 光学ドライブ
 - コンピューター構成部品: DRAM、SRAM等
- 金融部門
 - ロンドン銀行間取引金利 (Libor)



コンプライアンスリスク – 日本企業が調査対象となったカルテル事件：高額の罰金（米国）

米司法省による刑事訴追の結果、日本企業に1億ドル以上の罰金が科された事例（2014年3月時点）

企業名	商品・役務	罰金
矢崎総業	ワイヤーハーネス	4億7000万米ドル
ブリヂストン	防振ゴム	4億2500万米ドル
古河電工	ワイヤーハーネス	2億0000万米ドル
日立オートモティブシステムズ	スターター	1億9500万米ドル
三菱電機	スターター他	1億9000万米ドル
ミツバ	スターター	1億3500万米ドル
三菱商事	黒鉛電極	1億3400万米ドル
シャープ	液晶パネル	1億2900万米ドル
東洋タイヤ	防振ゴム他	1億2000万米ドル
JAL	航空貨物	1億1000万米ドル
ジェイテクト	ベアリング及び電動パワーステアリング	1億300万米ドル

コンプライアンスリスク – 日本企業も調査対象となったカルテル事件における米国の刑事制裁 (2014年3月時点)



捜査	DRAM	TFT-LCD	Auto Parts
会社による 有罪答弁	4社(一社に対する罰金最高額3億ドル(サムソン)、日本企業に対する最高額の罰金8400万ドル(エルピーダ))	10社 (一社に対する最高額の罰金5億ドル(AUオプトロニクス)、日本企業に対する最高額の罰金2600万ドル(エプソン))	27社 (一社に対する最高額の罰金4億7000万ドル(矢崎総業、日本企業))
米国罰金総額	7億3200万ドル	13億9000万ドル	17億ドル
禁固刑	重役18人 (最長の判決-14ヶ月)	重役13人 (最長の判決-3年)	重役19人 (最長の判決-2年)
追加起訴	韓国人1人 米国人1人(司法省との裁判で不一致陪審となり、陪審員は10-2で無罪判決に傾倒。司法省は最終的に起訴を取り下げ。)	重役7人	継続中



コンプライアンスリスク – 日本企業が調査対象となったカルテル事件: 高額の制裁金 (EU)

欧州委員会の行政処分として、日本企業に60百万ユーロ以上の制裁金が科されたカルテル事件 (2014年3月時点)

企業名	商品・役務	制裁金額
パナソニック	ブラウン管	252百万ユーロ
YKK	ファスナー	150百万ユーロ
矢崎総業	ワイヤーハーネス	125百万ユーロ
三菱電機	ガス絶縁開閉装置	119百万ユーロ
旭硝子	自動車用ガラス	114百万ユーロ
東芝	ガス絶縁開閉装置	91百万ユーロ
旭硝子	板ガラス	65百万ユーロ



EU反トラスト法コンプライアンス: 特に重要な論点のみに絞って

EU反トラスト法コンプライアンス: 主な注意点

- 競合他社との接触 – 違法な合意
 - 価格操作(広く定義される)
 - 市場・顧客の割り当て
 - 入札談合
 - 集団ボイコット
 - EU加盟国間の商品流通の制限
 - 再販売価格維持



競合他社との接触（1）－ 合意関連について 知っておくべきこと

- 書面に記載の合意でなくとも違法となりうる
 - － 口頭でも対象となる
 - － 競合他社だけが話している場合であっても合意が成立しうる。
- 効果がなかったりフォローがなくても関係ない
- 競合他社が営業上の競争を続けていようとも違法行為には変わらない
- カルテルを欺く事は抗弁にならない
- 立証するには状況証拠だけで十分
- 上級幹部の参加は必要ない



競合他社との接触 (2) – 価格操作はいつでも違法

- 価格操作は広く定義される(価格に関するあらゆるもの)
 - 価格の固定、引き上げ、安定化、引き下げに関する合意
 - 「底値」または「価格の下限値」の設定に関する合意
 - 特定の価格範囲での販売または「定価」を特定の比率で調整する事に関する合意
 - 商品の種類、サイズ、数量による価格差の維持に関する合意
 - 価格算出のための標準数式の使用に関する合意



競合他社との接触 (3) – 「価格操作」と見なされる他の合意

- 「価格操作」と見なされかねない他の合意
 - 生産能力または稼働率の固定、低減、安定化または増強に関する合意
 - 異なる種類の商品どうし、または商品とサービス手配の「抱き合わせ」販売に関する合意
 - 信用、輸送、その他の契約事項の標準化に関する合意
 - 値引または還元の制限または禁止に関する合意
 - 価格表、価格上昇、顧客の価格要請に関する情報交換は違法な価格操作と見なされる可能性がある。
 - 顧客や販売に関する情報交換は違法な価格操作を補助するものと見なされる可能性がある。
- 再販売価格維持は「価格操作」と同様に厳しく処分される
 - 任天堂: € 1.49億の制裁金(控訴により1.19億に減額)
 - ドイツにおける最近の決定: TTS Tooltechnicに対して€ 8.2 百万の制裁金



競合他社との接触（4）－ その他、常に違法となる合意

- 市場・顧客の割り当て
 - － 競合他社間で相手の領域内で競争しないこと、または顧客を分割することに関する合意
- 入札談合
 - － 特定の競合他社が受注を確保するために入札を調整する合意
- 集団ボイコット
- 商品流通の制限(EU加盟国への「グレー」または「並行」輸入)
 - － EU加盟国間の価格差は大きいことがある
 - － 顧客が他のEU加盟国へ再販売する事を阻止する試みは禁止されており厳しい制裁が加えられる
- 再販売価格維持
 - － 最高価格を設定することはOK
 - － 提案価格レベルを尊重するように直接又は間接の流通業者へ圧力をかけることがない限り、再販売価格の推奨はOK



コンプライアンスリスク緩和の一方策



欧米競争当局のカルテル捜査の開始方法

- 米国及びEUにおけるリニエンスー制度
 - 米国におけるリニエンスー制度
 - アムネスティ
 - アムネスティ・プラス
 - 個別アムネスティ
 - 反トラスト法刑事罰強化及び改善法 (ACPERA)
 - 欧州委員会におけるリニエンスー制度
 - アムネスティ- 米国のプログラムとの相違
 - アムネスティ・プラスは無し
 - ACPERAと同等のものは無し
- カルテルプロファイリング
- 民事訴訟事件一覧表トラッキング
- 異なる法域間の情報交換

米司法省のアムネ스티・プラスポリシー

- 米司法省のアムネ스티・プラスポリシーは会社が既に捜査及び訴追の対象となっている場合に適用される。会社は第二の共謀を開示することにより罰金の減額および会社重役の減刑を得ることができ、当該共謀については完全なリニエーションを得られる。
- 2006年の米司法省による国際カルテル捜査のほぼ半数は他の市場における捜査からの証拠を基に開始されたことが当時の反トラスト局の検事のスピーチの中で言及されている。
 - 「…(反トラスト)局の経験によれば、一方の市場で価格操作をしている会社は他の市場でも同じ行為をしている可能性が高く、一方のカルテルに関与する重役は他でも関与しているか他の重役の下で共謀の秘訣を学んだ可能性が高い。反トラスト局は、ひとつの捜査がやがて6件以上の他の市場における捜査の土台となる「カルテルプロファイリング」の戦略を遂行することにより大きな成果を上げている。アムネ스티プラスを通して一つのカルテルの一つの当事者を暴くことによって一連のカルテルを砂上の楼閣のごとく崩壊させることができる。(Thomas O.Barnett, Assistant Attorney General, Antitrust Division, U.S. Department of Justice, Criminal Enforcement of Antitrust Laws: The U.S. Model (Sep. 14, 2006))



重点コンプライアンス戦略（1）

- 企業は司法省が近い将来狙うであろう市場、つまり現在捜査対象となっている会社が参入している又は重要人物が担当している市場を予測できる。
- 企業は当該分野におけるコンプライアンス活動に重点を置くことで、司法省及びアムネスティプラスを狙う捜査対象会社に先手を打ち、リニエンシーを得ることができる。



重点コンプライアンス戦略 (2)

- 司法省がある製品市場の捜査をしており、A社、B社及びC社が同市場で競争しているとする。
 - 司法省は、社員が以前又はその後に担当した市場に関する捜査にリソースを充てる可能性が高い。
 - 同様に、アムネスティプラスを得るために三社のうち一社以上が自社が競争している他の市場に関する社内調査を実施する可能性も高い。
- 対象外の会社は、A社、B社及びC社との競争の有無を判断し当該市場に重点を置いてコンプライアンス活動を実施することができる。
- 違反行為を早期に特定できれば、その行為をA社、B社及びC社よりも先に開示してリニエンシーを勝ち取る事ができるかもしれない。
- 司法省の執行活動に先手を打たず、大陪審の召喚状を受けてしまう(最悪の場合にはFBIの立ち入り捜査を受ける)ことは会社とその社員に多大な損害を与える原因となりうる。
- 罰金は厳しいが、競争法違反を最初に関示することは何百万ドルも節約することになるかもしれない。



重点コンプライアンス戦略 (3)

様々な会社が重点コンプライアンス戦略を利用し効果を上げているようである。

- 2006年2月、司法省と世界各国の反トラスト当局は航空貨物運送業者に対して一斉にダウンレイド(立ち入り捜査)を実施した。
- 英国でもBritish Airways社(BA)を含む多数の航空会社が捜査の対象となった。
- Virgin Atlantic社(VA)は捜査の対象外であったが、当該捜査をプレスリリースを通じて知った。
- それから4ヶ月以内に、VAは英国及び米国においてBAとの間の旅客向け燃油サーチャージの価格操作についてリニエンシーを取得した。
- BAと捜査当局に先手を打つ事でVAは制裁金と刑事訴追を全て免れた。BAは1億2,150万ポンドという記録的な制裁金を英国の当局に支払い、米国では旅客運送業におけるシャーマン法違反の罪を認め1億ドルの罰金を支払った。

欧米競争法カルテル・反贈賄法 コンプライアンス徹底のための重要知識について

2014年6月11日（水） 2014年度第1回ビジネスセミナー

主催：ベルギー日本人会商工委員会、
日本貿易振興機構（ジェトロ）ブリュッセル事務所

ウィルマーヘイル法律事務所ブリュッセルオフィス

弁護士 杉本 武重

Bastion Tower, Place du Champ de Mars 5

BE-1050, Brussels, Belgium

+32 2 285 49 69(直通)

takeshige.sugimoto@wilmerhale.com

本プレゼンテーションで提供する情報は一般的情報として提供するものであって、特定の法的助言を構成するものではありません。具体的案件に関しては、弁護士に御相談下さい。

© 2014, 杉本武重.

WILMERHALE® 

WILMER CUTLER PICKERING HALE AND DORR LLP®